

例3

退職時の秘密保持誓約書（例）

例	備考
誓約書	就業時に行った秘密保持の誓約を退職時に確認するものであり、確認書等のタイトルを使用してもよい。
平成〇〇年〇〇月〇〇日	誓約書の記入日 退職時、誓約書が記入された日付を記入する。
〇〇電気通信会社 〇〇〇〇 殿	会社名と誓約書の提出先（社長、人事部長、総務部長等）
氏名〇〇 〇〇	誓約書の提出者名。アルバイト等に使用する場合には住所等の連絡先の記入を求めるともある。
「私は、貴社を退職するにあたり、次の事項について誓約します。」旨を誓約する。	
(1)通信の秘密の保護	
在職中、貴社の取扱中に係る通信に関して知り得た他人の秘密を、退職後も守る義務があることを理解していることを確認する。	電気通信事業法等により退職後も義務付けられている通信の秘密の保護義務を確認する。
(2)個人情報の秘密保持	
在職中、貴社の業務に関して知り得た個人情報の内容を、退職後もみだりに他人に知らせたり不当な目的に使用しない責務があることを理解していることを確認する。	ガイドラインにより退職後も求められている個人情報の秘密保持責務を確認する。また、社内規定によりその他の秘密保持が求められている場合には、その旨確認することもできる。
(3)返却の確認	
社内規定〇〇により、個人情報が記載等された会社の書類やデータ等（コピーを含み、ハードソフトの媒体は問わない）はすべて会社に返却したことを確認する。	社内規定に、会社書類等の返却に関して定めている必要がある。

(4)無断持出し等していないことの確認		
	社内規定〇〇により、会社の許可なく社外に個人情報及び通信の秘密に係る情報を持出したり、第三者に提供していないことを確認する。	社内規定に、個人情報の外部持出し等に関して定めている必要がある。
(5)廃棄等の確認		
	社内規定〇〇により、業務上使用したすべてのデータやコピーは会社に返還したものを除き、廃棄したことを確認する。	社内規定に、個人情報の廃棄等に関して定めている必要がある。
(6)損害補償		
	本誓約書の各条項のいずれかに違反したことにより、会社に損害を与えた場合には、その補償の責任を問われることをあらかじめ承諾することを確認する。	
以上		